

入札説明書

滋賀森林管理署の令和 7 年度航空レーザ森林資源解析委託業務に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 7 年 6 月 25 日

2. 分任支出負担行為担当官 滋賀森林管理署長 川崎 秀親

3. 業務の概要

- (1) 事業名：令和 7 年度航空レーザ森林資源解析委託業務
- (2) 業務場所：滋賀県長浜市大箕山国有林外
- (3) 業務内容：閲覧図書のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 10 日
- (5) 本案件は、電子調達システムを利用して入札に参加することができる。

4. 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において A・B の等級に登録されており、「近畿」地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 3 月 29 日）9（2）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 開札のときにおいて競争参加資格のある者であること。
- (6) 以下の同種事業についての実績を有し、かつ事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有していること。なお人材派遣のみの実績は認めない。

同種事業：航空レーザ計測成果（計測密度 4 点/m²以上）を用いた森林資源解析調査

- (7) 技術士（森林部門）の資格を有し、上記（6）に掲げる業務の業務経験がある者を管理技術者として配置（直接雇用）できること。

- (8) 近畿中国森林管理局管内に本店、支店又は営業所を有している者。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）若しくは森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

5. 競争参加資格の確認等

- (1) 上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請者から提出された書類を分任支出負担行為担当官が審査し、要求を満たした者を最終的に当該競争に参加させる者とする。
- (2) 担当部局：〒520-2134

滋賀県大津市瀬田 3 丁目 40-18

滋賀森林管理署 総務グループ

電話 050-3160-6115

メールアドレス：nyusatsu_shiga@maff.go.jp

6. 競争参加資格確認書類の提出場所及び提出期限

- (1) 電子調達システムで参加する場合

① 提出方法：

申請書等の送信は、電子調達システム上、2 回目以降の送信は発注機関の許可が必要となることから 1 回で送信すること。ただし、申請書等の合計ファイル容量が 10MB を超える場合は、下記 a～d の内容を記載した書面（様式自由）を電子調達システムにより、申請書

等として送信し、必要書類の一式は原則として電子メールにより、5（2）のメールアドレスへ提出する（締切日必着）こと。電子調達システムとの分割提出は認めない。

なお、送信した申請書等の差替え及び追加提出がある場合、6（1）③の提出期間内において受け付けるが、必ず5（2）の担当部局に連絡し許可を受けてから送信すること。

- a 電子メールで提出する旨の表示
- b 電子メールで提出する書類の目録
- c 電子メールで提出する書類のページ数
- d 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- e 提出場所：5（2）に同じ

②ファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式（電子メールで申請書等を提出する場合もファイル形式は同じであり、合計ファイル容量が7MBを超える場合はファイルを7MB以下に分割して複数回に分けて提出すること。以下、電子メールで書類等を送信する場合に同じ。）

③提出期間：令和7年6月26（木）午前9時から 令和7年7月9日（水）午後5時まで（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）

（2）紙入札で参加する場合

①提出方法：申請書等は、原則として電子メールにより、5（2）のメールアドレスに6（1）

③の提出期限内に必着とする（持参、郵送による提出も可。）。

なお、提出した申請書等の差替え及び追加がある場合、6（1）③の提出期間内における再提出は受け付ける。

②提出場所：場所：5（2）に同じ。

③提出部数：1 部

（3）競争参加資格確認申請書は、様式1により作成すること。

（4）資料は、次に従い作成すること。

提出資料は競争参加資格確認申請書（様式1）を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示して提出すること（全頁数が10頁のときは「1/10」から「10/10」と表示）。

① 同種業務の実績（様式2）

4（6）に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を1件記載すること。

② 配置予定の技術者の状況（様式3）

4（7）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種業務の経験等を1件記載すること。配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。

③ 契約書の写し等（添付資料）

様式2の同種業務実績においては、①同種業務実績として記載した業務に係る契約書の写し（業務名、発注機関、業務場所、契約金額、履行期間、受注者名、社印を有する部分、設計図書等で事業内容が確認できる資料）を添付すること。

様式3の配置予定技術者が有する資格を証明する書類の写しを添付すること。同種業務経験については、①同種業務経験として記載した業務に係る契約書の写し、②担当技術者として従事したことが確認できる書類の写し（業務計画書等で従事実績が確認できる部分）を添付すること。直接雇用していることを証明するため、採用通知書の写し、雇用通知の写し、その他社員であることを証するもののいずれかで確認できる資料を添付すること。

④ 経営の状況等

4（8）に掲げる本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料を添付すること

（5）申請書等作成説明会は、実施しない。

（6）競争参加資格の通知

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和7年7月18日（金）午後5時までに通知する。（電子調達システムで参加する場合は、電子調達システムにより、紙入札方式で参加する場合は、書面により通知する。）参加資格が「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

（7）競争参加資格確認資料のヒアリングは、原則として実施しない。

7. 入札手続等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時等

①場所：〒520-2134

滋賀県大津市瀬田 3丁目40-18

滋賀森林管理署 総務グループ

電話 050-3160-6115

メールアドレス：nyusatsu_shiga@maff.go.jp

②期間：令和7年6月25日から令和7年7月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

③その他：資料は無料である。

入札説明書及び閲覧図書はインターネットの近畿中国森林管理局ホームページからダウンロードすること。

（2）入札説明書に対する質問の受付期間及び場所

①期間：令和7年6月26日から令和7年7月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

②場所：7（1）①に同じ

（3）質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

①期間：令和7年6月26日から令和7年7月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

②場所：7（1）①に同じ

なお、近畿中国森林管理局ホームページから「公売・入札情報＞公告中の案件に

関する質問及び回答」にて閲覧することもできる。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/public-qa.html>)

(4) 現場説明

現場説明は行わない。

8. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載（電子調達システムによる場合は、システムに入力）し、提出すること。

9. 入札・開札の場所及び日時

(1) 電子調達システムで参加する場合

①入札の日時：令和 7 年 7 月 23 日（水）午前 9 時から令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 10 時までに入札金額の送信を行うこと。

②開札の場所及び日時

・場 所：滋賀森林管理署 会議室

・日 時：令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 10 時入札締切後、即時開札とする。

(2) 紙入札で参加する場合

①入札、開札の場所及び日時

・場 所：滋賀森林管理署 会議室

・日 時：令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 10 時入札、即時開札とする。

なお、郵便入札を行うときは、令和 7 年 7 月 24 日（木）の午後 5 時までに入札書が 7（1）

①に示す場所に到着するように、書留郵便（一般書留又は簡易書留に限る）で差し出すこと。

また、郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件名）の入札書在中」と朱書きした上で外封筒に入れること。なお、外封筒の封皮にも「何月何日開札、（物件名）の入札書在中」と朱書きすること。ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できない。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：免除

11. 事業費内訳書の提出

(1) 初回の入札に際し、初回の入札書とともに入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書について、電子入札システムにより参加する場合は、入札金額の送信時にファイル（ファイル形式は上記 6（1）②に同じ）で添付し、紙入札方式により参加する場合は、別封により（郵送の場合は 9（2）①の外封筒に入れて）提出すること。

事業費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は発注者名及び事業名とともに、数量、単価、金額、会社名等を必ず記載すること。なお、消費税相当額は事業価格に10%を乗じた額とする。

(2) 提出された事業費内訳書は返却しない。

(3) 支出負担行為担当官等が必要と認めた場合、提出された事業費内訳書について説明を求めることがある。また、事業費内訳書の提出のない入札は無効とする。

12. 入札の無効

(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び別途示す入札者注意書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(2) 当該事業の入札において、次の各号のいずれかの不正な行為を行った者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

ア 自身又は特定の事業者が入札に参加可能となるよう、又は不可能となるよう参加資格要件を変えるよう発注担当職員に対し要求する行為。

イ 自身又は特定の事業者が入札に参加が可能となるよう、又は不可能となるよう入札参加資格審査に圧力をかけるような要求行為。

ウ 非公開または公開前における設計金額、予定価格、見積金額若しくは予決令第85条に基づく調査基準価格及びこれらが類推できる因子等を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。

エ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。

オ 入札参加者名を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為

カ 前各号に掲げるもののほか、自身又は他の事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為。

(3) 暴力団排除に関する宣誓事項（別紙）について、虚偽またはこれに反する行為が認められた入札は無効とする。

(4) (1) から (3) に該当する事実が契約後に確認された場合は、発注者は契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

13. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をも

って入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、紙入札方式のみの場合は、「くじ」により落札者を決定する。この場合において、同価格の入札をした者のうち、くじをひかない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、電子調達システムによる入札がある場合は、電子調達システムの「電子くじ」により落札者を決定する。
- (3) 予定価格が 1 千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は 14 に示すとおり、予決令第 86 条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

14. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業の履行期間の延期は行わない。

(1) 提出を求める資料等

- ア 当該価格で入札した理由
- イ 積算内訳書
- ウ 手持ち事業の状況
- エ 手持ち資材の状況
- オ 労務者等の具体的供給見通し
- カ 過去に施工した同種の事業名及び発注者
- キ 経営内容

- (2) 説明資料の提出期限は、調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して 7 日以内とし、提出期限後の差替え及び再提出は認めないものとする。また、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

- (3) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督の結果内容と入札時の調査の内容とが著しく乖離し、過去に同様の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」に基づく指名停止を行うことがある。

15. 契約書作成の要否等

別途示す契約書(案)により、契約書を作成するものとし、落札決定の日から起算して 10 日以内(休日等を除く。)に契約を締結するものとする。

16. 支払条件

- (1) 前金払：無
- (2) 中間前金払：無

(3) 部 分 払：無

17. 関連情報を入手するための照会窓口

7 (1) ①に同じ。

18. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書等及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、4 (7) の確認資料に記載した配置予定の管理技術者を当該事業に配置すること。

19. 配付資料等

閲覧図書

- ・ 入札者注意書
- ・ 委託契約書 (案)
- ・ 仕様書

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

競争参加資格確認申請書

令和 7 年 月 日

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親

住 所 ○○－1

商号又は名称 ○○株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 ○○ ○○

令和 7 年 7 月 25 日付けで入札公告のありました令和 7 年度航空レーザ森林資源解析委託業務に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札公告の 2（2）を証明する書面（令和 7・8・9 年度全省庁統一の一般競争参加資格の「資格審査結果通知書」の写し）（一般競争参加資格の申請中である場合はその旨を明記すること。）
2. 入札公告の 2（6）に定める同種の事業実績を記載した書面及び添付書類（様式 2）
3. 入札公告の 2（7）に定める配置予定の管理技術者の状況等を記載した書面及び添付資料（様式 3）
4. 近畿中国森林管理局管内に本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料。

※ 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番とする。

同種事業の実績

会社名：〇〇株式会社

事業名称等	事業名称	〇〇〇〇〇〇〇〇事業
	発注機関名	
	場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇国有林
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇円
	履行期限	自 令和（平成） 年 月 日 ~ 至 令和（平成） 年 月 日
事業概要	作業種 (規模等)	
備考	※環境、安全対策、その他特記すべき事項があれば記載のこと。	

※1 同種事業の実績の中から代表的なもの1件について記載すること。（国有林野事業における実績の有無にかかわらず記入）

※2 実績として記載した事業に係る契約書等の写し（業務名、発注機関、業務場所、契約金額、履行期間、受注者名、社印を有する部分、設計図書等で事業内容が確認できる資料）を添付すること。下請を実績として記載した場合は、元請事業体と交わした契約書又は発注者が発出した下請承諾書等の写し）を添付すること。

配置予定の管理技術者の状況

会社名：〇〇株式会社

1. 事業経験の概要

氏 名 項 目		
法 人 名		
事業経験の概要	事 業 等 名	
	事 業 等 の 内 容	
	発 注 機 関 名	
	事 業 等 の 場 所	
	従 事 期 間	

2. 必要資格等の取得状況

	技術士 (森林部門)				
取得年月日					

※ 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

※ 2 同種業務経験として記載した業務に係る契約書の写し、担当技術者として従事したことが確認できる書類の写し（業務計画書等で従事実績が確認できる部分）を添付すること。

※ 3 事業が完了し、引渡しを終えているものについて記載すること。

※ 4 管理技術者を直接雇用していることを証明するため、採用通知書の写し、雇用通知の写し、その他社員であることを証するもののいずれかで確認できる資料を添付すること。

※ 5 必要資格の取得を証明するため証明書等の写しを添付すること。